観光コンテンツ造成事業業務仕様書

1. 業務名

　観光コンテンツ造成事業業務

1. 目的

　本業務は、西郷村の豊かな自然環境を観光コンテンツとして造成し、商品として販売することでアウトドア産業の活性化を目指す。また、指導者・ガイドの育成を行い、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の形成を目的とする。

1. 履行機関

　契約締結日から令和8年3月13日まで

1. 事業内容

（１）概要

　阿武隈川源流を有する西郷村の水資源を活かしたウォーターアクティビティを造成する。

（２）ターゲット

　旅行する際に体験型コンテンツを求めている国内外の旅行者

（３）業務内容

ア　地域資源調査

西郷村内の豊かな水資源（阿武隈川源流）を活用したアウトドアコン

テンツの造成に向けた調査を行い、実施可能な場所の選定すること。

イ　コンテンツ造成

選定された場所において、地域のストーリーも伝えられるコンテンツ

を造成すること。

ウ　人材育成

継続的な商品販売ができるようガイドや指導者を育成すること。併せ

て育成体制を整えること。

　　　　　エ　販売体制の構築とＰＲ

　　　　　　　西郷村観光協会をはじめとした、地域の協議会等と連携を図り販売体

制を整えること。

　5　　仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じ

　　　た場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものにつ

　　　いては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あ

らかじめ村と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた

場合は、必要に応じて、村と受託者が協議して定める。

6　　その他

(1)業務遂行にあたり発生した疑義については、西郷村と受託者で協議の上、適切に

実施すること。

(2)西郷村が所有する写真、その他資料等が必要となった場合は、可能な限り貸出

し、閲覧等の提供を行う。

(3)受託者は、業務期間はもとより作成業務期間終了後も、当該業務で知り得た機

密、個人情報等について厳守すること。